

# 浪江町戸籍総合システム更改及び 戸籍コンビニ交付システム構築業務プロポーザル実施要項

## 1 趣旨

浪江町は、戸籍や附票に関する異動業務や証明発行業務（以下、「戸籍等業務」という。）に関し、近年の相次ぐ法改正や制度変更に伴い、これまで以上に正確かつ効率的な戸籍事務を推進する必要がある。

その為に、運営やサポート体制等の業務支援が充実し、戸籍法改正に伴う事務を確実に対応できる戸籍総合システムを導入し、住民サービスの更なる向上を目的とする。

さらに、現在運用中の住民票の写し、印鑑登録証明書及び課税・非課税証明書に限定したコンビニ交付サービスを連携・拡張し、既存のネットワークシステムを有効活用して、住民サービスのために欠かせない戸籍証明書等コンビニ交付システム（以下、「コンビニ交付システム」という。）を含めて本構築業務の対象とし、経験豊富で実績のある事業者を適正に選定するものである。

## 2 業務の概要

### (1)業務名

浪江町戸籍総合システム更改及び戸籍コンビニ交付システム構築業務

### (2)履行場所

浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地の 2

### (3)履行期間

契約締結日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

※事業期間は最長でも令和 9 年度末までとし、別途決定業者と協議を行う。

### (4)仕様

別紙「仕様書」のとおりとする。

ただし、契約時における仕様書は、契約候補者の企画提案内容に応じて変更することがある。

### (5) 契約金額の上限額

44,200,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式とする。

## 4 担当部署

部署名：浪江町役場 住民課 住民係（担当：遠藤（えんどう）、門馬（もんま））

所在地：〒979-1592

福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地の 2

電 話：0240-34-0230（住民係直通）

F A X：0240-34-0255

M a i l：[namie13010@town.namie.lg.jp](mailto:namie13010@town.namie.lg.jp)（住民係代表）

## 5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 「令和7・8年度浪江町入札参加資格者名簿」の役務に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 公告日から契約締結までの間に、浪江町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等(平成20年告示第68号)による指名停止を受けている期間がないこと。
- (4) 公告日から契約締結までの間に、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産開始手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
- (5) 過去5年間(令和3年度から令和7年度まで)に地方公共団体に対し同業務(戸籍総合システム)の契約の締結及び履行した実績を有すること。
- (6) 提案事業者は、提案する戸籍総合システムの開発ベンダーであること。
- (7) 次のいずれかに該当する者でないこと。
  - ① 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
  - ② 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
  - ③ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、もしくは関与している者
  - ④ 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
  - ⑤ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

## 6 プロポーザルの日程及び提出期限

項目	期間・期日及び詳細
プロポーザル実施の公告	<u>令和8年7月10日(金)</u> 町ホームページからダウンロードすること。
参加表明書の提出	<u>令和8年7月24日(金) 17時まで必着</u> 参加表明書(第1号様式)を1部、担当部署まで持参、郵送又はメールにて提出すること。(メールの場合は、送信後に必ず担当部署へ送信した旨を電話にて連絡すること。)
質問書の提出	<u>令和8年7月28日(火) 13時まで必着</u> ・質問書(第2号様式)により、担当部署まで持参、郵送又はメールにて提出すること。(メールの場合は、送信後に必ず担当部署へ送信した旨を電話にて連絡すること。) ・参加表明書を提出した者のみ質問することができる。 ・原則、電話等口頭による質問は受け付けない。
質問に対する回答	<u>令和8年7月28日(火) までに</u> 、質問者を特定できない形で参加者全員にメールにて行い、町ホームページへ掲載する。

参加資格審査結果の通知	令和8年7月31日(金)までにメールにて通知し、後日郵送する。
応募申込書等の提出期限	令和8年8月10日(月)17時まで <b>必着</b> 参加資格審査結果受領後に、次の書類を担当部署へ <b>持参又は郵送</b> すること。 郵送の場合は、配達日数等を考慮し、期限時刻までに確実に到着するよう留意すること。 <u>上記期日を経過した場合は受け付けない。</u> <b>【提出書類】</b> ※「8 企画提案書等の提出書類作成時の注意点」参照。 ①応募申込書(第3号様式) ②誓約書(第4号様式) ③同業務の受託実績(第6号様式) ④見積書(第7号様式) ⑤企画提案書 <b>【提出部数】</b> 正本1部、副本8部 ※提出する際は、①～⑤の書類をA4版フラットファイルにとじ込み、上記部数を提出すること。 ※副本には企業名を記載しないこと。
一次審査結果通知	令和8年8月17日(月)までにメールにて通知し、後日郵送する。
二次審査日程通知	令和8年8月17日(月)までにメールにて通知し、後日郵送する。※一次審査通過者にのみ通知する。
二次審査(プレゼンテーション)の実施	実施日:令和8年8月25日(火)予定。 ※一次審査通過者にのみ通知する。
二次審査結果通知	令和8年8月27日(木)頃予定。
契約締結	浪江町議会令和8年9月定例会での予算承認後以降を予定。

## 7 辞退届の提出

参加表明書を提出した参加希望者は、応募申込書等の提出期限までにおいて、いつでも本プロポーザルを辞退することができる。

辞退する場合は、辞退届(第5号様式)を担当部署まで直接又は郵送にて提出すること。ただし、郵送の場合は、事前に担当部署まで必ず電話連絡すること。

## 8 企画提案書等の提出書類作成時の注意点

### (1) 応募申込書及び誓約書

町指定の様式(応募申込書(第3号様式)、誓約書(第4号様式))に必要事項を記入すること。

## (2) 同業務の受託実績

5(6)の実績が分かるよう、次に掲げるア～オまでの事項を記載したもの(第6号様式)を作成すること。

なお、記載する実績数は、多くとも10件以内とすること。

- ア 契約の相手方
- イ 業務名
- ウ 業務概要
- エ 契約期間
- オ 契約金額

## (3) 見積書(第7号様式)

本業務にかかる費用として、可能な限り詳細な内訳で項目ごとに税抜き額を記載し、総額は税抜き額と税込額を分かるように記載すること。

また、別紙として、令和8～12年度までにおいて見込まれるシステム導入後に係る運用保守費用等すべての費用を、年度ごとに記載した内訳を提出すること。

## (4) 企画提案書(任意様式)

### ①企画提案書の体裁

- ア A4判用紙(縦横問わず)にて作成すること。
- イ 企画提案書の余白は、横向きで作成する場合はその上部を、縦向きで作成する場合にはその左側を綴じ代幅として20mm以上設け、その他の辺は10mm以上設けること。ただし、ページ番号に限り余白部分に記載することができるものとする。

### ②記載事項

- ア 別紙「仕様書」に記載されている内容を網羅したもの
- イ 9(5)①、②及び③に示されている審査項目を網羅したもの
- ウ プレゼンテーションAで機能実演する操作画面等がわかるもの
- エ 独自提案(本業務における提案者の強み、独自の創意工夫ポイント等)

### ③添付資料

企画提案書には次の書類を添付すること。なお、各書類における体裁は全てA4判印刷とし、1枚にまとめること。

- ア 業務の実施体制(任意様式)…A4判1枚  
本業務を実施するにあたっての体制の詳細(人員配置等)を記載すること。
- イ 業務の実施計画書(任意様式)…A4判1枚  
契約締結から業務完了までの実施スケジュールの詳細等を記載すること。

## 9 審査に関する事項

### (1) 受託候補者の審査方法

- ① 本事業に対する応募があった場合は、町が設置する審査委員会において書類審査(一次審査)を実施し、合計得点数が高い上位3者程度についてプレゼンテーション(二次審査)を行い、一次審査及び二次審査の合計得点数が最も高い者を受託候補者とする。得点

は最終受託候補者のみ公表する。また応募事業者が1事業者であっても、審査員合計得点数が6割に満たない場合は受託候補者としない。

- ② 受託候補者の選定にあたり、合計得点数が同点の者が2以上あるときの対応
- ア 提案者それぞれの得点数が同じで、見積価格が異なる場合、見積価格が低いものを上位とする。
  - イ 提案者それぞれの得点数及び見積価格が同じ場合、くじ引きにより順位を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については別途連絡を行う。なお、くじを引かない者があるときは、浪江町職員が代わってくじを引き順位を決定する。

(2) 一次審査：書類審査

応募のあった企画提案書等について、(5)①に基づいて審査を実施し、当該審査の結果、上位3事業者程度を選定する。

(3) 二次審査：プレゼンテーションA

- ① 事前に提出された企画提案書等に基づき、委員会で選任された戸籍事務担当職員に対し、プレゼンテーション及び機能実演を行う。企画提案書等のうち、(5)②の評価項目を網羅した説明及び機能実演を実施すること。
- ② 追加資料の配布は原則として認めない。
- ③ プレゼンテーションを実施する順番は、応募申込書一式の町受理順とする。
- ④ 出席者は1事業者につき5名以内とする。
- ⑤ 1事業者の持ち時間は、30分以内とし、別途、説明後に質疑の時間を設けるものとする。
- ⑥ モニター (HDMI 端子) と電源コンセントは浪江町が用意する。その他機器 (パソコン等) が必要な場合は各自持参すること。
- ⑦ 実施会場及び日時については、別途通知する。

(4) 二次審査：プレゼンテーションB

- ① 事前に提出された企画提案書等に基づき、審査委員会委員に対し、プレゼンテーションを行う。
- ② 企画提案書等のうち、(5)③の評価項目を網羅した説明とすること。
- ③ 追加資料の配布は原則として認めない。
- ④ プレゼンテーションを実施する順番は、応募申込書一式の町受理順とする。
- ⑤ 出席者は1事業者につき5名以内とする。
- ⑥ 1事業者の持ち時間は、20分以内とし、別途、説明後に質疑の時間を設けるものとする。
- ⑦ モニター (HDMI 端子) と電源コンセントは浪江町が用意する。その他機器 (パソコン等) が必要な場合は各自持参すること。
- ⑧ 実施会場及び日時については、別途通知する。

(5) 審査基準及び配点

① 一次審査

審査項目	詳細	配点
事業の実行力	全国の自治体で同種のシステムを納入している実績が豊富にあるか。	20点
コスト	事業費評価：10点×（最低見積額/見積額） ※小数点以下切り捨て	10点
<b>合計（事務局審査）</b>		<b>30点</b>

② 二次審査（プレゼンテーションA）

審査項目	詳細	配点
戸籍業務支援体制 及び機能性	コールセンターの設置があり、①ハード障害/②ソフトまたはデータ障害/③操作に関する問合せ/④戸籍業務に関する問合せ/⑤消耗品の発注依頼/⑥機能改善要望の受付についてすべて問合せが可能か。	30点
	コールセンターの職員は、ノウハウをもった戸籍専用オペレーターが多数在籍しているか。また、オペレーターに対して十分な教育がなされているか。	30点
	処理する届出ごとに、システムで処理方法と判断根拠を確認できるか。	30点
	戸籍業務の様々な法令に基づいた処理に伴う、根拠法令や法務局の認容などが記載された書籍をweb閲覧可能か。	30点
	法改正に伴う運用変更による職員負担軽減の為、法改正の概要や具体的な運用変更後の内容理解に対する支援があるのか。	30点
職員負担軽減策	移行前に、職員に対し操作研修等が行われるなど、スムーズな移行に向けた策があるか。	30点
<b>合計（職員一名につき）</b>		<b>180</b>

③ 二次審査（プレゼンテーションB）

審査項目	詳細	配点
システム移行の実行性	スケジュールなどが明確で、町の負担が少なく事業実施が行えるか。	10点
事業の実行力	独自提案の内容が町にとって実現可能かつ有益なものか。	10点
説明の明確さ	説明は分かりやすい表現となっていたか。	10点
取組姿勢と対応力	質問に対する応答が明快かつ迅速であったか。	10点
<b>合計（委員一名につき）</b>		<b>40点</b>

## 10 その他留意事項

- (1) 提案者は、本件に関して当町が提供した情報等を本件の提案以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じることとする。なお、提案が採択されない場合においても同様の扱いとする。
- (2) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (3) 業務を円滑に履行するために必要な事前準備業務については、全て提案者の負担とする。
- (4) 業者決定後、事業の円滑かつ具体的な実施に向けて、提案内容の変更や新たな提案を求める場合がある。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
  - ①「5 参加資格要件」に示した参加資格要件を満たさない者が提案を行った場合。
  - ②全ての提出書類及びプレゼンテーションの説明内容（質疑応答を含む。）のうち、いずれかに虚偽の提案を行った場合。
  - ③本実施要項の配布後から受託事業者と契約を締結するまでの間に、当町職員及び公職にある者と不当な接触を行った場合。
  - ④受託候補者の決定後、実機を用いて戸籍総合システムの仕様確認を行い、各仕様を満たすことを検査する。仮に、仕様を満たさない場合は、次点業者との協議に変更するものとする。
- (6) 本件に係る契約は、浪江町議会令和8年9月定例会において予算措置が可決・承認されたことを条件として締結するものとする。